

議案第 77 号

大口町都市公園条例の一部改正について

大口町都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 29 年 11 月 27 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、公園整備事業により整備した、多世代が集う憩い広場を都市公園とすること等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町都市公園条例の一部を改正する条例

大口町都市公園条例（昭和 5 7 年大口町条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

- 2 町長は、都市公園の設置をしようとするときは、当該都市公園の名称、位置、区域その他必要と認める事項を公告する。

別表第 1 に次のように加える。

多世代が集う憩い広場	大口町城屋敷一丁目 3 0 8 番地
------------	--------------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

大口町都市公園条例の一部改正新旧対照表

新		旧	
(設置)		(設置)	
第3条 大口町の設置する都市公園（以下「都市公園」という。）は、別表第1のとおりとする。		第3条 大口町の設置する都市公園（以下「都市公園」という。）は、別表第1のとおりとする。	
2 町長は、都市公園の設置をしようとするときは、当該都市公園の名称、位置、区域その他必要と認める事項を公告する。		2 前項の都市公園の区域は、別に町長が告示する。	
3 都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止したときは、前項の規定を準用する。		3 都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止したときは、前項の規定を準用する。	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
名称	所在地	名称	所在地
略	略	略	略
替地夢キャン広場	大口町替地三丁目245番地10	替地夢キャン広場	大口町替地三丁目245番地10
多世代が集う憩い広場	大口町城屋敷一丁目308番地		

改 正 要 旨

1 改正の目的

公園整備事業により整備した多世代が集う憩い広場を都市公園とすること等に伴い、この条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 告示から公告への変更（第3条関係）

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2において、「当該都市公園の供用を開始するに当たり都市公園の区域その他政令で定める事項を公告することにより設置されるものとする。」と規定されています。そのため、「告示」を「公告」に変更し、公告する内容を明確にするものです。

※大口町公文例規程（昭和52年大口町訓令第1号）第2条第2号

ア	告示	法令で告示する旨規定されている事項若しくは権限に基づいて決定又は処分した事項を一般に知らせるもの
イ	公告	法令で公示、公告又は公表する旨規定されている事項若しくは一定の事実を一般に知らせるもの

(2) 都市公園の追加設置（別表第1関係）

多世代が集う憩い広場を追加します。

3 施行期日

工事が完了し、受渡し日後とするため、施行期日を定める規則に委任します。
ただし、第3条第2項の改正規定は、公布の日から施行します。